

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

平成30年12月14日

一般財団法人足立区観光交流協会会長 石川 義夫

1 業務概要

- (1) 業務名 「光の祭典」イルミネーション企画、作成及び設置並びに  
イベント進行等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から2020年1月28日（火）まで

2 提案限度価格等

- (1) 提案限度価格 30,000,000円（消費税込。ただし、消費税率については2019年10月からの10%へ引上げられることを見込んでの金額である。）
- (2) 最低制限価格の設置の有無及び有の場合の最低制限価格 なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書提出者に要求される資格要件

- ①特別の理由がある場合を除くほか、当該に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区または足立区観光交流協会（以下、「協会」という。）に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- ⑤提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 提案書提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
業務実績	業務実績が豊富であるか	同種・類似業務の実績	25%
経営状況	経営状況が安定しているか	直前含め過去3年分の財務諸表	25%
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	施行時、イベント日、イベント日以外の技術者の配置及び業務遂行体制	25%

危機管理体制	事故発生時の対策の妥当性。事故発生時などの過去の対応	社員研修、危機管理マニュアル及び過去の対応表	25%
区内加点	区内に本店がある場合は、得点数に5%を乗じた数を加算し、区内に支店等の事業所がある場合は、得点数に3%を乗じた数を加算する。		

※税理士により財務諸表を診断した結果、経営状況の評価が低い場合は提案書提出者としがない場合がある。

(3) 提案書を特定するための評価基準

実施要綱別表第3に基づき作成した提案書を特定するための評価基準表

評価基準	評価の視点	指標	評価配分
テーマ及びストーリー	設定したテーマやストーリーは効果的か	具体的なテーマ性及びストーリー性	10%
イルミネーション等	テーマに沿ってイルミネーション等が施してあるか	イルミネーション等の具体的な施工と実効性	40%
PR効果	効果的なPRか	具体的なPR方法	10%
継続発展性	発展性はあるか	同金額で翌年以降契約した際の発展性	10%
業務実績	業務実績が豊富であるか	同種・業務の実績	10%
実施体制	実施体制は妥当か	スケジュール及び運営体制	5%
危機管理	危機管理は妥当か	当該業務実施中の危機管理及び安全対策	5%
費用対効果	コストパフォーマンスは妥当か	提案内容と提案見積書の双方	10%
区内加点	下記の表のとおり加点するものとする		

※提案書提出者を選定するための評価点は加算しない。ただし、業務実績は、選定時の評価により評価する。

<区内加点表>

業者及び業務の条件	加点
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5%
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4%
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3%
区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2%

4 手続き等

- (1) 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 一般財団法人足立区観光交流協会  
電話 03-3880-5853 (直通) 担当 中村、長江
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間 平成30年12月14日(金)から平成30年12月26日(水)午後5時まで  
※足立区役所の閉庁日を除く、受付時間は午前8時30分から午後5時まで
- ②交付場所 4(1)に同じ。
- ③交付方法 希望者に直接交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - ①提出期限 平成30年12月27日(木)午後5時まで  
※足立区役所の閉庁日を除く、受付時間は午前8時30分から午後5時まで
  - ②提出場所 4(1)に同じ。
  - ③提出方法 持参すること。
- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - ①提出期限 平成31年2月25日(金)午後5時まで  
※足立区役所の閉庁日を除く、受付時間は午前8時30分から午後5時まで
  - ②提出場所 4(1)に同じ。
  - ③提出方法 持参すること。

## 5 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、特定された提案書について、情報開示請求が提出された場合は、開示する場合がある。
- (6) 提案内容は、限度額内にて提案者が行うこと及び行えるものを記載すること。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。
- (8) 提案者がプレゼンテーションを行う際は、技術資料の「実施体制表」に記載の責任者が説明プレゼンテーションを行うこと。ただし、質疑応答時は同席の者の回答も可とする。
- (9) 事業者特定後、必ずしも提案内容とは限らず、協会と更なる創意工夫のため協議を重ね、提案内容の変更して実施する場合がある。なお、その場合の委託金額は、協会と協議の上決定する。ただし、委託金額にて実施できる内容の明細を事前に協会に示し説明すること。
- (10) 協会が演出等を他に委託する事業者がいる場合は、協会及び当該事業者と連携して内容の変更を行い実施すること。委託金額については、前項と同様の取り扱いとする。
- (11) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (12) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。あわせて、指名停止措置を行うことがある。
- (13) 協会が「光の祭典」の事業を翌年度も予算化した場合且つ実施後の評価検証で優れていると判断した際には、最大2回を限度に継続契約が可能とする。ただし、金額は初年度と同等とは限らない。